



2018年5月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー ニ ー  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 工 藤 智 昭  
(コード番号：6562 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 遠 藤 雅 宏  
( TEL. 03-5337-8218)

### 定款の一部変更に関するお知らせ（定時株主総会付議議案）

当社は、本日開催の取締役会において、2018年6月27日開催予定の第8回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- ① 当社は、2018年5月11日開催の取締役会にて、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社への移行を決議いたしました。本移行に関連する定款の一部を変更するためです。
- ② 機動的な資本政策及び配当政策を図るべく、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう定款規定を新設するためです。
- ③ その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更を加えるためです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日	2018年6月27日（予定）

以 上

【別紙】定款一部変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (省略)</p> <p>第5条 (機関構成) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第6条～第17条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u> (新設)</p> <p>第19条 (取締役の選任) 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  2 (省略) 3 (省略)</p> <p>第20条 (取締役の任期) 1 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)  2 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (代表取締役及び社長) 1 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  2 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第5条 (機関構成) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (<u>削除</u>) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第6条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数) 1 当社の取締役は、<u>9名以内とする。</u> 2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第19条 (取締役の選任) 1 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>第20条 (取締役の任期) 1 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (代表取締役及び社長) 1 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 (現行どおり)</p>

<p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条（省略）</p> <p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条（省略）</p> <p>第25条（取締役会の決議の方法） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第26条（省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第27条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条（取締役の責任免除） 当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第29条（監査役の員数） 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条（現行どおり）</p> <p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条（現行どおり）</p> <p>第25条（取締役会の決議の方法） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条（現行どおり）</p> <p>第27条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条（取締役の責任免除） 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p>
--	---

<p><u>第30条（監査役の選任）</u>  1 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>  2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第31条（監査役の任期）</u>  1 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  2 <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第32条（常勤監査役）</u>  <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第33条（監査役会の招集通知）</u>  <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>第34条（監査役会の決議の方法）</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第35条（監査役会規程）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>第36条（監査役の報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第37条（監査役の責任免除）</u>  <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条（省略）</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第30条（常勤の監査等委員）</u>  <u>監査等委員会は、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>第31条（監査等委員会の招集通知）</u>  <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>第32条（監査等委員会の決議の方法）</u>  <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第33条（監査等委員会規程）</u>  <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条（現行どおり）</p>
---	--

<p>第40条（会計監査人の報酬等）  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第41条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条（省略）</p> <p>第43条（<u>剰余金の配当</u>）  <u>1 当社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。</u>  <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第44条（<u>中間配当</u>）  <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第45条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第46条（省略）</p>	<p>第36条（会計監査人の報酬等）  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第37条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条（現行どおり）  （削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第39条（<u>剰余金の配当等の決定機関</u>）  <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第40条（<u>剰余金の配当の基準日</u>）  <u>1 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>  <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>  <u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第41条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第42条（現行どおり）</p>
---	--

以上